

日本の内閣総理大臣とアメリカ大統領制

丹 羽 巖*

The Prime Minister of Japan and the American Presidential System

Iwaho NIWA*

1) はじめに

日本は議院内閣制を政治機構として採用している。アメリカ合衆国——以下アメリカという——は大統領制を採用している。議院内閣制というのはイギリスの歴史の所産であるといわれている。アメリカの大統領制は1787年各邦 (state) の代表者が54 (55?) 名集合して創造したものである。¹⁾

日本は日本国憲法——以下憲法という——を制定するにあたって、中央政府は天皇制を存続させようとして、イギリス流の議院内閣制を採用した。²⁾

ここで注目すべきことは、日本の内閣制度はアメリカ大統領制の影響があるということである。

アメリカの大統領と日本の内閣総理大臣との比較において、どちらがリーダーシップ (leadership) = (指導力) を発揮できるかがよく問題となる。アメリカの大統領よりも、日本の内閣総理大臣の方が強力なリーダーシップを発揮できるように出来ていると思う。その理由は、たしかに、日本の内閣制度はイギリス流の議院内閣制である。日本の内閣制度を詳細に調べてみると、イギリス流の議院内閣制に、アメリカ大統領制のよい点を取り入れてあると思う。そのよい点というのは内閣総理大臣がリーダーシップを発揮しやすいように仕組まれていることである。そして、現代社会を乗り切れるようになっていく。ここでいう、現代社会というのは複雑なものである、すなわち、資本主義社会は物質文明には大いに貢献した。例えば、通信機器とか交通機関は大いに発達した。その反面、病理現象もある、その病理現象というのは、国民大衆の貧困である。このような社会を現代社会といったのである。この社会では貧困問題が

*国際関係学部—人文社会教室—法学・憲法学
(Department of Liberal Arts and Sciences—Science of Law and Science of Constitution.)

最大の課題である。この貧困問題を解決するためには、時の指導者には強力なリーダーシップを発揮してもらう必要がある。³⁾

そこで思うことがある。アメリカは1929年世界大恐慌後の危機状態は、ニュー・ディール (New Deal) 政策を打ち出して立ち直った。この経験で、F. D. ルーズヴェルト (F. D. Roosevelt) のリーダーシップこそ、アメリカを救ったことを学んだ。注意をする必要のあることは、F. D. ルーズヴェルト大統領も、連邦議会と連邦最高裁判所という政治制度上、大きな障害があることを思い知らされるのである。

日本の憲法制定のときのことを考えてみると、次のような事実がある。ニュー・ディール政策を遂行していた、いわゆる、ニューディーラー (New Dealers) が日本に来ていた。その人達が憲法制定の作業にたずさわったのである。極言すれば、日本の現行憲法はニューディーラーが作ったものである。もちろん、日本人の学説・思想・歴史は十分考慮されている。それに加えて、世界の憲法史、憲法思想史の潮流も十分に取り入れられている。⁴⁾

この小論で注目している、内閣総理大臣のリーダーシップに視点をあわせてみる。イギリスの議院内閣制においては閣僚は全て議員で占められることになっている。日本の憲法では、閣僚の過半数は議員であることが必要である。あとの閣僚は民間人でもよいことになっている。この点も、アメリカの大統領制を取り入れた例である。⁵⁾

このアメリカ大統領制の影響があるというのは、イギリスのように議員のなかから全ての閣僚を選ぶとすると、どうしても、人数的に能力、専門知識、指導力に限界がある。しかし、アメリカのように閣僚を全て民間人のなかから選ぶとなると有能な人物を選ぶことができる。

日本は、イギリス流の議院内閣制を採用した。しかも、それに、アメリカ大統領制の長所を取り入れている。よって、日本の内閣総理大臣は、イギリスの首相よりも、アメリカの大統領よりも、リーダーシップが発揮しやすいように制度化されている。

2) イギリス流の内閣制度

憲法が議院内閣制を採用したのは、天皇制との調和を考えてのことであろう。このように、日本の場合、中央政府は議院内閣制であるが、地方公共団体、いわゆる、都道府県・市町村は、アメリカ大統領制の変型である。法律レベル (level) では、つぎの2点が、アメリカ大統領制的ではない、すなわち、(1) 議会 (地方) には長の不信任決議権がある。(2) 長には議会 (地方) の解散権が認められていることである。これは議院内閣制の要素がみられるところである。⁶⁾

アメリカ人は大統領制が基本的人権を守るには最高の政治機構であると考えている。そして、その制度を世界の国々に輸出をして、民主主義・自由主義を普及させる努力をしている。日本も、本来なら大統領制を採用させ、厳格な権力分立制を中央政府の政治機構としようと思っていた。その根拠は、次のような指摘からわかる。アメリカにおいては「執行部を独任制とする

か合議制とするかは17(18?)世紀末のアメリカ合衆国憲法制定以来、憲法立法において常に問題とされた。わが憲法起草過程においても、マッカーサー草案起草の過程において独任制論と合議制論とが対立し、両論の妥協として現行制度が択ばれたのであって、『内閣』を各大臣集合体的にも、組織的統一的にも抱えうるという不透徹さはこのような事情にでている」、このように、日本の憲法制定にあたって、アメリカは大統領制をつよく意識していた。⁷⁾

日本には、日本の国民感情があった。それは天皇制の維持である。この点、すでに指摘した。ちなみに、日本は第二次世界大戦の終了に際して、天皇制の存続を最後まで主張した。日本は1945(昭和20)年8月10日には敗戦を覚悟した。その際には、「ポツダム宣言を『天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることを了解の下に受諾す』との条件付受諾をした」のである。記憶をしておかなければならないことは、「ポツダム宣言の原案では、日本専門家たちの意見を入れて、天皇制存続の保障が明記されていたが、最終的にはそれが削除された。」⁸⁾

このような事情で、憲法は天皇制の存続を考えて、イギリス流の議院内閣制を採用することとした。憲法上の規定にはイギリス流の議院内閣制に、アメリカ大統領制のよいところが付け加えられている。すなわち、大臣の過半数が国会議員から選出し、あとは、民間人でもよいこととなっている。この点、イギリスの議院内閣制では大臣は必ず議員であるというのが原則である。歴史上には例外もあった。例えば、グラッドストーン(Gladstone)は議員ではなかったが8ヶ月間植民地大臣(1845-1846年)の職についていたことがあった。しかし、「役目つく諸大臣は上院議員か下院議員かであるというのは明確な慣習である。」⁹⁾

アメリカのばあいには、「内閣」という言葉は憲法上の規定にはない。憲法制定会議のときには、一つの議論としてはあった。¹⁰⁾ アメリカ合衆国憲法—以下連邦憲法という—には条文としてはないが、憲法慣習としては存在する。アメリカ史上最初の「内閣」ができたのは、初代大統領のG.ワシントン(G. Washington)の在任中であつた。「G.ワシントン大統領は就任後、国務長官にトーマス・ジェファソン(ス)ン(Thomas Jefferson)、財務長官にアレクサンダー・ハミルトン(Alexander Hamilton)、戦争長官にヘンリー・ノックス(Henry Knox)、司法長官にエドモンド・ランドルフ(Edmund J. Randolph)を任命し、大統領と4長官で内閣を構成した。」それ以来、アメリカにおいては内閣があることを誰れもが認めている。現在では約20名のメンバー(member)で構成されている。¹¹⁾

連邦憲法上は行政権の担当者は大統領一人だけである。「行政権は、アメリカ合衆国大統領に属する」(第2条第1節第1項)とある。内閣というのは閣僚が集って討議する閣僚会議ではあるが、それは、単なる諮問機関であつて、政策決定機関ではない。アメリカの場合、大統領が政策の最終・最高の決断をするのである。¹²⁾

大統領と閣僚との間の権限の格差は非常に大きい。かつて、A.リンカーン(A. Lincoln)が言ったという言葉がある。「7対1よって可決されました」というのである。「この逸話はアメリカ合衆国憲法が行政権を大統領一人に与えているのであって閣僚には与えていないことを如実に物語っている」、このような内閣を考えてみると、内閣は、大統領を補佐する目的で、大統

領が補佐官グループ (group) を作って意見を聞いているにすぎないことがわかる。¹³⁾

ここで注意をする必要のあることは、行政の範囲である。立法と司法と比較すると行政の仕事は非常に多い、質・量ともに膨大である。とくに、20世紀に入ってから資本主義の変貌による病理現象は深刻である。そこで、国家は社会保障、その他の方法を通じて国民の生活に配慮を加え、社会的弊害の改善を図っている、すなわち、国家が一般の市民社会に積極的に介入する点を着目して、このような国家のことを、積極国家というのである。¹⁴⁾

積極国家となったアメリカは、政府の担当する仕事の量も増加の一途をたどっている。そこで、大統領を補佐するメンバーも増加している。現在では、「内閣は大統領・副大統領・各省長官(14名)・国連大使・CIA長官・行政管理予算局長(Director of Office of Management and Budget)、大統領首席補佐官などの約20名で構成されている。」¹⁵⁾

この閣僚たるメンバーも、全て民間人であって議員ではない。そこで、大統領は全国の有能な人々の中から自由に閣僚を選ぶことができる。そして、「閣僚は大統領によって招集されたときにのみ閣僚会議で意見を述べるだけである」要するに、大統領の諮問機関である。¹⁶⁾

日本の場合を考えてみると、つぎのようなものである。憲法第68条第1項「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない」とある。要するに、過半数の閣僚は議員のなかから、また、あとの閣僚は民間人のなかから起用できるのである。この点は、アメリカの内閣の閣僚が全て民間人であるという点を取り入れたものと思われる。まさに、イギリスの議院内閣制の変型である。

つぎに、イギリスの政治機構に注目すると、イギリスは、もともと議院内閣制である。現在は内閣政治制となっているといわれている。すなわち、政治の中心が議会から内閣に移ってしまったことを意味する。まずは議院内閣制に注目しよう。議会は上院と下院との二院制をとっている。上院は、形式的には900名(1997年現在1,223名)近い議員がいる。そのうちで、実質的に政治活動をしているのは、85名前後であるといわれている。下院は650名(1998年現在659名)の議員である。その議員は18歳以上の国民から普通選挙制によって選ばれてくる。そして、任期は普通5年である。解散によって短縮されることもある。¹⁷⁾

議院内閣制というばあい、議会が政治をおこなう政治制度である。要するに議会が政治をうごかす中心である。そして、内閣は連帯して議会に対して責任を負うということになる。この原則は1721年から1742年までの21年間、実質的にイギリスの初代首相の地位にあったR.ウォルポール(Robert Walpole)の時代にはほぼ確立したといえる。¹⁸⁾

イギリスの議院内閣制の下では、政治の中心は、議会とはいっても下院である。したがって、下院における政党が政治の重要な役割を演ずることになる。議院内閣制というのは、必然的に政党内閣制となる。その点を考慮すれば、下院議員の選挙は同時に首相の選挙でもある。国民(有権者)が保守党に投票したとすると、その人は保守党の党首に首相になって欲しいという願いがあると推定されるのである。労働党に投票した国民、すなわち有権者は、労働党の党首に首相になって欲しいという願いがあると思われる。

このように考えてゆくと、つぎのような結果となる。下院の選挙の結果、絶対多数の政党の党首が首相となる、このことは選挙結果から決っていることである。イギリスのばあい、絶対多数党がないばあいには、つぎの2つの方法をとることとなる。¹⁹⁾

- (1) 小党分立の状態のときは、まず、政党間で政策協定をする。そこで政策合意ができれば、連立政権を組むこととなる。その前提として、全く政党の性格の異なる政党とは連立をしない方がよい。例えば、宗教を母体とする、いわゆる宗教政党と、政治思想をバック (back) としたイデオロギー (Ideology) 政党などは連立を組まない方がよい。²⁰⁾
- (2) 小党分立の状態で連立政権の樹立もできないときは、下院議員の選挙結果として、一番小さい政党に政権をわたす方法をとる、いわゆる、選挙管理内閣として、今一度、解散をして、絶対多数の政党の出現に期待をかけるのである。²¹⁾

現在のイギリスは労働党内閣である、労働党の党首ブレア (T. Blair) が内閣を組織している。労働党が絶対多数を下院の中で占めているので、安定している。すでにふれたように議院内閣制は当然のように政党内閣制となる、これは、議院内閣制は政党内閣制と同一であるという考え方からきている。²²⁾

それでは、政党とはどのようなものか考えてみると、まず、政党の定義としては、つぎのようなものである。「抵抗と合意を媒介として支配する政治組織である。したがって、それは機構であるとともに運動である。」同一思想・同一主義の共通の政見を実行に移すために政権を取ること目標として結ばれた政治団体ということになる。現在の社会においては、政党というのは人間に例えれば、血液のようなもので、絶対になくってはならない、重要なものであるといわれている。その政党を最初は敵視された。のちには無視された。現在は重要視されている。この重要視という意味は、大政党が存在すると政治が安定するから重要である。安定こそ人間社会の発展の基礎である。国民からすると政治が安定すること願っている。すなわち、一つの大政党が絶対多数を下院で占めれば、下院議員の任期の5年間は政治が一応安定している。²³⁾

すでにふれたように、下院の中で一つの政党が絶対多数を確保するとすると、党首は首相となる。イギリスでは国会主権が政党主権のようになってしまっていることは、政党の支配になっていることにほかならないという指摘は当然といえる。このように政党がバックにいる首相の地位は非常に強力である。すなわち、首相は、政党の党首という地位で下院を支配する。イギリスは小選挙区制である。そこで、党員の立場としては、党首と意見を異にして対立すると党を除名される危険性がある。もし党を除名でもされると、その時は政治生命が危い、次の選挙では当選できないことになる恐れがある。²⁴⁾

つぎに、首相は内閣を支配する。首相は閣僚を任命したり、罷免したりする権限をもっている。イギリスの内閣は、大臣は議員である必要がある、すでに指摘したように、それは憲法慣習である。大臣の大半は下院議員である。このことは、議会、とくに下院が政治の中心であるとする、議院内閣制の本質から来ていると思われる。大臣が全部で17名のとき15名以上を下院

議員で占めることを禁じた法律があった。それは、1937年の大臣法令である。サッチャー(Thatcher)首相のときは大臣数が22名であった。そのなかで、19名が下院議員であった。あとの3名は上院議員であった。閣外大臣は33名であった。そのうち25名が下院議員で8名が上院議員であった。²⁵⁾

このように、首相は自己の政策実現のために内閣を組織する。内閣のメンバーすなわち大臣の会議を「閣議」という。この閣議は「全会一致主義」を原則とする。首相は自己の意思を通すこととなる。大臣の側からすると、首相の意見と自分の意見を異にすることは、自分の意見を引込めるか、辞職覚悟で主張する。そこで、首相の見解を変えさせることは、まれである。もし、自己の意見が通らなければ辞職するか、大臣を罷免されることになる。

このように考えてゆくと、今や、イギリスの議院内閣制は政党というものを通して、内閣政治制となっている。要するに、イギリスの政治の中心は議会(下院)ではなくて、内閣であるということとなる、もっと言えば、首相政治である。首相は内閣を掌握し、下院を支配している。「かれは国中のほかの誰れよりも政治権力をもっている」ことになる。²⁶⁾

思うに、イギリスの首相は世界のなかの誰れよりも優越的な地位をもっている。イギリス国内においても、その地位は誰も挑戦することはできない。国内問題における首相の影響力は西ヨーロッパ(Europe)と北アメリカのどの政府よりも大きなリーダーシップを発揮している。

イギリスの首相はこのように政治の実権を握っている、その首相には、それなりの資格要件が要求される。それは、形式的要件と実質的要件がある。まず、前者は、下院議員であれば十分である。後者の実質的要件が重要である。ここでは三点をとり上げてみよう。A) 大政党の党首、B) 国民から信頼、C) 人格者—政治家—である。

A) 大政党の党首

現在のイギリスは二大政党を予想していることを考えれば、絶対多数党の党首であることが必要である。党首であって、自己の所属している政党をコントロール(control)することができること、その必然的な結果として、議会—下院—をコントロールすることができる。そのような人物が首相としてふさわしいのである。首相は、下院の支持の下に内閣をひきいる。そして、常に反対党の批判をまともに受けて立つ。どのような批判をうけてもそのなかで下院をリードする。そして、自己の政策を実現するこのことのできる、党首ということである。²⁷⁾

B) 国民からの信頼

国民からの信頼が大切である。下院において支持されていることは必要であるが、世論の支持が絶対的に必要である。すなわち、閣議決定の法律案を通そうとすると、下院の数さえあれば通過すると思うと、それは誤りである。心すべきことは、「国民が反対する法律案は通過する、しかし、国民が真に反対する法律案は通過しない。」国民が真に反対する法律というのは、国民が本音で反対するということである。これこそ、世論政治である。そこで、国民から信頼

されるためには、つぎの三つのことを守る必要がある。

- 1) 国民の要求に従って行動すること。
- 2) 国民の利益になるような政治をおこなうこと。
- 3) 国の歴史の正しい方向を見失わないこと。などである。²⁸⁾

C) 人格者—政治家

首相は、原則として絶対多数党の党首である。党首は政党の組織の最高の責任者である。下院の選挙戦では常に中心的な存在である。そして、政党の顔でもある。リーダーとしての党首には人格者を選ぶ必要がある。国民は選挙に際して、政策を選ぶのではなくて、リーダーとしての人格を選ぶのである。政策は国内事情とか国際事情の変化によって変更する必要があることがある。人格は、どんな社会の変化にも対応できる。それだけの国家的なリーダーの素質がある人がふさわしい。²⁹⁾ 以上の三点が、イギリスにおける首相の実質的資格要件である。この実質的資格要件は、日本の内閣総理大臣にも、当然あてはまるものと思われる。

3) アメリカの大統領と内閣制度

アメリカ大統領制の影響の下に日本の現行憲法は内閣総理大臣の地位を形成した。その点を考えれば、イギリスの首相よりも日本の内閣総理大臣の方がリーダーシップを発揮しやすいと考えているはずである。ここで注意をする必要のあることは、アメリカ大統領は制度的にも議会（連邦）から、最高裁判所（連邦）よりの反撃をされやすい。したがって、イギリスの首相よりもリーダーシップを発揮しにくいところがある。

この点を明らかにしようと思う。そして、日本の内閣総理大臣は制度的にはリーダーシップが発揮しやすいようにできている点を注目するつもりである。アメリカは1787年に約4ヶ月をかけて創造した憲法がある。それを連邦憲法という。連邦憲法は厳格な権力分立を採用している。そもそも、植民地時代は植民地議会があった。そこで採用されていた権力分立制はJ. ロック（J. Locke）流の権力分立制であった。このJ. ロックの権力分立制は二権分立であり、立法権優位のものであった。³⁰⁾

1787年の憲法制定会議では「憲法の父たち」（Constitutional Fathers）は、アメリカの過去の政治的経験と当時の憲法学説および政治学説を基礎として連邦憲法を制定した。その中で、過去の政治的経験こそ、J. ロック流の権力分立に対する批判であった。それは議会に対する不信であった。加えて、植民地時代の執行者、いわゆる、ガバナー（governor）に対する不信もあった。そこで、かれらは連邦憲法制定に際して独立革命の思想を具現しようと考えた。市民革命の成果を具体化するため、「叙知」をめぐるした。連邦憲法はヨーロッパなどの政治機構の単なる模倣ではない。連合規約下のアメリカの政治と州政治、そして植民地時代の政治的経験と反省の下に連邦憲法を創造した。かれらは、当時の憲法学説、政治学説、思想史（自然

法)をよく研究した。その結果、モンテスキュー (Montesquieu) 流の権力分立制を採用した。そこで、連邦憲法の内容は「市民を保護するだけは強力であるが、かれらを圧迫するほど強力ではない」というものを創造したのである。³¹⁾

モンテスキュー流の権力分立というのはつぎのようなものである。権力分立制としては厳格なものであるといわれている。すなわち、国家権力を三つに分割する。それは、立法権、行政権、司法権である。その三権をおたがいに、牽制と均衡 (checks and balances) を保っている。しかも、水平 (並列) 的なものである。すでにふれた、J. ロック流の権力分立とは相違がある。これでこそ、自然権的な基本的人権が保障できると考えたのである。この制度の特徴は誰れにも、一人の人物に権力をゆだねていない、権力が分散的であるというものである。³²⁾

憲法制定会議の結論はつぎのようなものであった。「1) 執行権 (行政権) と立法権とを別人に与えることは、自由な政治の正常かつ自然の特質であること。2) 執行部 (行政部) の権力は自由にとって危険であって、適当な限界内におかれることを要すること。3) 国の元首を抑制するためには、その権力を限定し、任期を設けるばかりでなく、元首が立法議会に影響を及ぼす機会をなくす必要があることがそれである。」このような思想の下に、次のような条文となった。「立法権は、合衆国連邦議会に属し、連邦議会は上院および下院で構成される。」(第1条第1節)「行政権は、アメリカ合衆国大統領に属する。」(第2条第1節第1項)「司法権は、最高裁判所および連邦議会が随時制定設置する下級裁判所に属する。」(第3条第1節)³³⁾

この連邦憲法を二代目大統領 J. アダムス (J. Adams) は政府の機能について、次のように分散性を指摘している。1) 州は、連邦政府に対して均衡を保っている。2) 下院は、上院に対して均衡を保っている。3) 行政府は、立法府に対して均衡を保っている。4) 司法府は、州に対して均衡を保っている。5) 司法府は、行政府および立法府に対して均衡を保っている。6) 上院は、大統領に対して均衡を保っている。7) 国民は、政府に対して均衡を保っている。かれの指摘した、この政治機構の分散性が、大統領のリーダーシップを時には阻害する。³⁴⁾

リーダーシップという点で、W. ウィルソン (W. Wilson) と F. D. ルーズヴェルト (F. D. Roosevelt) の二人の大統領を取り上げてみることにする。前者は議会 (連邦) の反撃で苦労した。後者は最高裁判所 (連邦) と議会 (連邦) の保守性に苦労した。

W. ウィルソンは世論を重視する政治をおこなった。その分、議会を軽視した。そのため議会からの反撃を受けた。その点を思いおこさせる事件は、国際連盟に加入出来なかったことである。W. ウィルソンにしてみれば、国際連盟にどうしても加入したかった。しかし、上院の反対で加入できなかった。それは、上院の通過に必要な投票数の3分の2の多数を8票の差で同意が得られなかった。³⁵⁾

連邦憲法は大統領を政治制度の中心に置いている。しかし、大統領のリーダーシップというフィルター (filter) をとおしてみると、つぎのようなことがわかる。大統領は議会の協力や最高裁判所の同意がないときは全く行動がとれない。すなわち、議会、最高裁判所または、50州の政府の手続きとか決定に対して、大統領は全然抑制力をもたないことである。³⁶⁾

このような、アメリカの政治機構がW. ウイルスンにしてみれば不満であった。かれは、イギリスの政治制度を学者として研究した。イギリスの方が歴史的に無理なく議会（とくに下院）が発達した。それに加えて政党も、ごく自然に発達している。その政党の力を借りて、首相の地位が安定し強力である。このような、イギリスの議院内閣制を研究し、あこがれた。そこで、アメリカの政治制度を批判した。アメリカ大統領制の欠陥と弱点をついた。アメリカ大統領の地位は、イギリス首相と比較して、強力でない。すなわち、議会が非常に強力で、大統領と同格というより、大統領をコントロールするようなどころがあるとまで断言した。そして、その制度が不満であった。³⁷⁾

W. ウイルスンは「もし自分の政治手向が憲法違反というなら、あえて憲法違反をしようという」心構えで、政治を実行した。³⁸⁾

大統領の地位につく人物によって、その制度が変わるといわれている。W. ウイルスンは自分が大統領として行政権を担当している、その大統領が政治の中心であるべきであると考えて行動した。実際に議会を支配しようとした。その方法は世論という武器を使った。要するに国民に直接に訴えて支持を得ようとした。この手段は大統領を世界の指導者とした。この点は成功であった。しかし、議員たちが、アメリカ議会とくに上院は地上最強というだけあって、W. ウイルスンは敗北した。それが元で病床に倒れ死を招いている。³⁹⁾

次に、F. D. ルーズヴェルトの政治状況をみることにする。かれは1933年3月4日に大統領に就任した。その当時はアメリカの経済情勢は、かつて、アメリカが経験したこともないような危機の状況にあった。⁴⁰⁾

この世界大恐慌をF. D. ルーズヴェルトは「戦争にまさる危機」と考えていた。そこで、かれはいう「私は行動計画をもって議会にのぞむつもりであるが、議会が行動せず、かつ、非常事態が持続するならば『そのばあいには、私は直面する明白な義務をさけようとは思わない』」と。そこで、かれは大統領に就任後直ちに行動をおこした。議会もかれの前には全く無力であった。国民は、かれを支持していた。その世論にささえられて、議会を支配できた。かれが大統領に就任したあとの100日間は、かれの意図した法律を、ほとんど、無修正で制定できた。⁴¹⁾

この経済危機対策をニュー・ディール政策といっている。このニュー・ディール政策を三期に分けて考えるのが普通である。第1期はかれが大統領に就任してから1935年6月まで。第2期はつづく1937年6月まで、第3期は1940年6月までである。この第1期の最初100日は大統領の発案した法律は、ほとんど無修正で議会を通過した。この時は大統領の前に議員がひれ伏したといわれている。このときの、かれのリーダーシップは、まさに立法者的であった。のちにかれはアメリカの分散的な政治機構から、大統領地位の弱さを思い知らされるのである。⁴²⁾

4年にわたる、ニュー・ディール政策の結果、一般的には、アメリカ経済は恐慌からかなり立ち直っていると思われていた。大統領自身は、ニュー・ディール政策はまだ完成していないと思っていた。かれは「国民の3分の1がいぜんとして不十分な住居、不十分な衣服、不十分な栄養状態にある」と思っていた。そして、ニュー・ディール政策を引き続き推し進めるつも

りであった。国民もそれを期待していた。⁴³⁾

F. D. ルーズヴェルトが打ち出した政策は国民が期待していたものではなかった、それは最高裁判所改革案であった。この法案の本当のねらいはニュー・ディール政策に対する違憲判決の対抗処置であった、しかし、かれの説明によれば、最近の最高裁判所の判決傾向にふれることなく、たんに最高裁判所の事務が多く非能率的になっている。その点をふまえて、その能率化のために裁判官の増員を提案し、その具体策として70歳に達しても退職しない裁判官と同数の裁判官を任命する権限を大統領に与えること要請したのである。この最高裁判所改革案を当時の世論を代表して新聞、雑誌等が「裁判所水増法案 (Court packing bill)」として批判した。そこで、最高裁判所改革案は、成功しなかったが、大統領の望み通りとなった。それは何人かの保守的な裁判官が引退した。その結果大統領はニュー・ディール政策に反対しない裁判官を任命した。かれはニュー・ディール政策を合憲とするための戦いに勝った。⁴⁴⁾

F. D. ルーズヴェルトがなぜ最高裁判所改革をしようとしたか、その点を考えれば、最高裁判所の違憲審査制という機能にある。この機能こそ、「司法権の優越」とか「裁判官による政治」とよばれている。この最高裁判所の機能は大統領の行動も、阻害したり、無効にしたりできる。しかし、最高裁判所の機能の違憲審査制は国民から、期待され、信頼されている。⁴⁵⁾ その機能を弱めようとしたのである。

つぎに、議会からの反撃をみることにしよう。最高裁判所をめぐる抗争について、のちに、F. D. ルーズヴェルト大統領は戦闘には負けたが戦争には勝ったといっている。注意をすることのあることは、この最高裁判所問題で、大統領の統率力は確かに弱まった。民主党内でも団結が崩れはじめた。共和党には、反ニュー・ディール勢力に反撃のチャンス (chance) を与えてしまった。1937年11月には「大統領が特別議会を召集して、いわゆる『7つの小TVA』を含むいくつかの大胆な改革立法を提案した際、議会は大統領の強い要請にもかかわらず、それを一つも成立させずに終った。ロ (ル) ーズヴェルトはあたかも見棄てられた指導者のようにみえたほどだった。」⁴⁶⁾

大統領と議会の関係で大統領の権限に大きな阻害となるものに、何と云っても、連邦議会とくに、上院である、その連邦議会と大統領の関係を考えてみると、アメリカは承知の通り両院制をとっている。アメリカの上院議員は世界最強の議会だと自負している。そこで、上院が行使できる、次の四点に注目してみよう。①立法権、②公務員任命の同意権、③条約締結の同意権、④弾劾権である。

①立法権

立法権は上院と下院で構成される連邦議会がもっている。アメリカは連邦国家である。したがって連邦に与えられている範囲で立法権を行使する。この他、大統領選挙でいずれの候補者も大統領選挙人 (the electoral college) の過半数を得票できなかった場合は下院は大統領を決定し、上院は副大統領を決定する。など広範囲の権限をもっている。⁴⁷⁾

②公務員の任命の同意権

大統領は「この憲法に任命に関する特別の規定あるもの以外の、法律をもって設置される他のすべての合衆国官吏（公務員）を指名し、上院の承認（同意）を得て、これを任命する。」（第2条第2節第2項）この規定は、大統領の権限の乱用を防止する目的であるが、実質的には、大統領権限のコントロールということになる。

現在のアメリカ大統領は選ばれた帝王だとまでいわれている。その大統領が人事権を行使して公務員を任命する。これこそ、大統領の権力を示すものである。しかし、公務員の任命には上院の同意が必要である。結果的には、大統領の権限も上院の前では無力となってしまうことがある。⁴⁸⁾

③条約の同意権

条約の締結権は大統領がもっている。「大統領は、上院の承認（同意）を得て、条約を締結する権（限）を有する。ただしこの場合には上院の出席議員の3分の2の賛同が必要である」（第2条第2節第2項）という。この規定によって、W. ウイルソンは議会に敗れて死を招いたということは、すでにふれたところである。⁴⁹⁾ W. ウイルソンも条約締結権の性格を十分理解しておれば、失敗を防げたかも知れない。

④弾劾権

弾劾権は議会がもっている。上院は裁判権をもち、下院は訴追権をもっている。その対象となるものは、大統領、副大統領を含むすべての公務員である。もし、この裁判で有罪の判決がでたばあいは職を免ぜられることになる。その犯罪構成要件は、叛逆罪、収賄罪、または、その他の重罪および軽罪である。

以上のような権限を上院はもっている。それらを武器として、大統領の行動をコントロールしている。⁵⁰⁾

下院については、大統領を予算面でコントロールしている。すなわち、下院は立法権をもっている。先にもふれたが、大統領の弾劾についての訴追権をもっている。大きなものとして、法律の制定に関する権限はもちろんであるが、財政についての権限をもっている。この権限で全ての公務員をコントロールしているといっても過言ではない。⁵¹⁾

大統領と議会の関係で忘れてはならないことに、三選禁止規定がある。すなわち、「何人も2回をこえて大統領の職に選出されてはならない」（修正第22条）この規定の背景には、F. D. ルーズヴェルトの四選がある。アメリカ史上、二回以上大統領となった人物は唯一人、かれだけである。この四選に対して議会は反撃に出た。それによって1951年に、修正第22条を確定している。

4) むすびにかえて

日本の内閣総理大臣はイギリスの首相やアメリカの大統領と比較すると、リーダーシップがとりやすくなっている。日本の議院内閣制はイギリスの議院内閣制の影響もあるし、また、アメリカの大統領制の影響もある。日本が事実上、アメリカの占領下にあった、その時、イギリス流の議院内閣制を採用した経緯を考えてみよう。

日本の政治制度の出発点は、やはり、ポツダム宣言である。「昭和20年10月9日、(戦後最初の内閣であった) 東久邇内閣の後をおそって、幣原内閣が成立した。幣原新首相は、同月11日、マッカーサー司令部を訪れた。その折の総司令官との対談中に、『憲法の自由主義化』を指示された。これがきっかけで、13日の閣議は、『憲法問題調査委員会』の設置を決め、松本烝治氏を担当の国务大臣に指名した。この委員会には、宮沢俊義(東大教授)、河村又介(九州大教授)、清宮四郎(東北大教授)、諸氏も委員として参加し、清水澄、美濃部達吉、野村淳治の各氏も顧問として加わった。」その顧問として参加していた野村淳治元東大教授は、昭和20年8月15日は「敗戦」と考えていた。かれは、敗戦国、日本はポツダム宣言を忠実に実行する必要があると主張するのである。かれは「意見書」のなかで、思い切った明治憲法(大日本帝国憲法)の改正を断行することを進言した。そこでは、民主主義の実現には議院内閣制よりも大統領制の方がより優れていると考えていた。しかし、その卓見も、松本の率いる「憲法問題調査委員会」には受け入れられなかった。⁵²⁾

その理由は、おそらく、大統領制と天皇制との矛盾(大統領制では天皇制の存在する余地がない)にあると思う。すでに、のべたように天皇制については、アメリカ側もポツダム宣言に入れるつもりでいたと伝えられている。日本側も、天皇制の維持を条件に戦争の敗北を認めるつもりでいた。⁵³⁾

松本案の骨子が発表されたが、しかし、全文は未発表であった。それが、毎日新聞によってスクープ(scoop)されてしまった。その日は昭和21年2月1日であった。総司令部のマッカーサーは「憲法問題調査委員会」が何を考えているのかを知ることになった。⁵⁴⁾

マッカーサー(D. MacArthur)司令官は迅速な対応をとった。『「お堀端のマッカーサー司令部で、密室9日間に起草されたのが日本国憲法だ」という言い方がされますが、それは9日間だけでできたわけではない。」その内容をみると、「17世紀イギリス革命にまでさかのぼる膨大な憲法史、憲法思想史の蓄積があった。もっとも近い歴史を言えば、民政局の主流はいわゆるニューディーラーたちです。」⁵⁵⁾

ここで作られた草案のことを、マッカーサー草案という。この草案の原案に相当程度の修正を日本側が加えた。それを、日本政府の「憲法改正草案要綱」として公表した。⁵⁶⁾

最初に総司令部側が示したものにはつぎのように示してあった。「マ草案第56条は、『総理大臣及国务大臣ハ国会ニ議席ヲ有スルト否トニ拘ハラス何時ニテモ法律案ヲ提出シ討論スル目的ヲ以テ出席スルコトヲ得…』』とある。⁵⁷⁾

この条文をみるかぎり、大統領制に近いともうけとれる。ここで注目すべきは、昭和21年7月2日の極東委員会（Far Eastern Commission）が発した指令54号がある。それには、「日本の新憲法についての基本原則（Basic principles for A New Japanese Constitution）」には「はっきりと首相国民投票制（つまり、大統領制）への可能性にもふれられていた。」「指令の第3項bには、つぎのように書いてあった。すなわち、『内閣総理大臣および国務大臣は、すべてが文民であり、内閣総理大臣を含めてその過半数は、国会のうちから選ばれ、立法部に対して連帯して責任を負う内閣を組織する。もし、執行部の長が国民によって選挙されるという政治制度が採用されるとすれば、内閣員の過半数が立法部のうちから選ばれるという規定は、必ずしも適用されない。』」前者は議院内閣制的であり、後者は大統領制的である。⁵⁸⁾

憲法制定会議に当る第90帝国議会では、天皇制存続のため議院内閣制以外の制度は考えなかった。審議の対象となっていた憲法草案は、ニューディーラーが作ったことから、つぎの点が強調されている。内閣総理大臣のリーダーシップを強調すること。今一つは、ニュー・ディール政策の法律が実施できなかったという反省である。すなわち、「連邦議会が可決した立法が、保守的な最高裁判所によって次々と違憲とされた苦い経験は、まだ記憶に新たなところであった。このような『司法的寡頭制』の成立は、絶対に防止しなければならない」⁵⁹⁾ という思いがあった。そこで、このようなことがないように憲法を制定することであった。

このような背景で出来上ったものが、日本の現行憲法である。それはイギリス流の議院内閣制である。しかし、アメリカの内閣制のように閣僚を民間人から選ぶということが約半数（過半数が議員）だけ許される。この点は、アメリカ大統領制の影響である。すなわち、国会議員では人数において限界があるが、国会議員以外の国民なら、より有能な人材を求めることができる。この点も、内閣総理大臣がリーダーシップを発揮しやすいように工夫されている。つぎに、アメリカ大統領制の影響が感じられるものに、内閣総理大臣と国務大臣との地位の上下関係がある。そこで、A. リンカーンが、「7：1 よって可決されました」といったという逸話を思い出す。日本の現行憲法下では「いかに卓越した国務大臣でも、内閣総理大臣をこえることはできない」といわれている。まず、指名・任命制度が相違している。内閣総理大臣は国会の指名にもとづいて、天皇が任命する。国務大臣は内閣総理大臣が任命する。加えて、内閣総理大臣には、国務大臣に対する罷免権をもっている。

つぎに、政党の問題がある。もし、政党が健全な形で存在しているとすると。つぎのように考えられる。衆議院議員の選挙は、一面、内閣総理大臣の選挙でもある。絶対多数の政党の党首は、当然、内閣総理大臣となる。そして、大臣を任命し、内閣を組織する。内閣総理大臣は、政党を通じて、内閣と議会(国会)をコントロールすることになる。この点は、日本の総理大臣も、イギリスの首相と全く同じである。しかし、現在の日本の内閣総理大臣がなかなかリーダーシップが発揮できない。それには、つぎのような理由がある。現在の日本には、本来の理想とする「政党」が存在しない。極言すれば、現在政権を担当している、自由民主党は、政党ではない政党連合である。要するに派閥の集合体である。しかも、公明党との連立政権で

ある。⁶⁰⁾

たしかに、内閣総理大臣は国会から指名された。しかし、選挙結果の新聞・ラジオ (radio)・テレビ (television) の報道によれば、政党内の派閥の名称がでていいる。しかも、人数まで報道されている。そこで、選挙の実体を考えてみると、国民は政党の党首に内閣総理大臣になって欲しいと願っていたのではなく、派閥の領袖 (親分) を内閣総理大臣としたいと願っていたのではないであろうかとさえ思えてくる。このように考えてゆくと、現在の日本の総理大臣は議会 (国会) は、もちろん、自分が党首である政党までもが、コントロールできない状態である。現実問題として、2004年 (平成16年) 1月31日未明「自衛隊イラク派遣承認案件」の衆議院本会議採決には、古賀誠、加藤紘一両元幹事長が反対という意味の退席をしている。亀井静香元政調会長も本議会自体を欠席している。この事実をみても、自由民主党が同一主義・同一思想の政党であるとは思えない。ここに派閥の存在を認識するのである。⁶¹⁾ そこに、首相公選論が出現する理由がある。⁶²⁾

注

- 1) 拙著『アメリカ大統領の創造と展開』(1993年 成文堂) 1-19頁。
- 2) 鶴飼信成『憲法』(1965年 岩波書店) 214頁。「総司令部が、その原案以来アメリカ型大統領内閣を採用しないで、イギリス型議院内閣制を採用した理由は、おそらくは天皇制との調和を企図したことにあると思われる。」
- 3) 拙稿「W. ウィルソンと大統領権限」『経営情報学部論集』(中部大学) 第11巻2号 1-5頁。
- 4) 樋口陽一『個人と国家』(2000年 集英社) 138-143頁。「専門法学者、弁護士、そして公募で選ばれた市民、そういう人たちが民政局の俗に言う『マッカーサー草案』の起案に参加しました。彼らの背後には、9日間どころか少なくとも4つの『89年』にさかのぼる、つまり少なくとも17世紀イギリス革命にまでさかのぼる膨大な憲法史、憲法思想史の蓄積があったのです。もっと近い歴史を言えば、民政局の主流はいわゆるニューディーラーたちです」
- 5) 小林昭三『首相公選論入門 改訂版』(2001年 成文堂) 36-37頁。
日本国憲法第68条第1項「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない」
- 6) 永田秀樹「地方自治」阿部照哉編『新憲法教室』(1998年 法律文化社) 308頁。
鶴飼信成 前掲書 261頁「現行憲法が、地方自治制について、とくに長=議会を採用したのは、おそらくは、明治憲法下における市制、町村制が、長の間接選挙方式をとりながら、自治を十分に確保することができなかった経験に学んだものであると思われる。もしこの原理が正しいとするならば、中央政府についても、おそらくは大統領制を採用することが、自然の結論であったであろう。これを妨げたのは、天皇制の形骸維持の要求であった。」
拙稿「アメリカ大統領選挙制度の原型」『国際関係学部紀要』(中部大学) 29号 19-28頁。「この制度は国民主義の立場からも、植民地時代、連合規約下のアメリカの政治的経験からも、一つの理

想を実現した。すなわち、代表者たちは、強力な行政府を望んでいた。」

- 7) 小嶋和司「内閣の首長としての内閣総理大臣の権能は、内閣の連帯責任とどういう関係にあるか」芦部信喜他著『憲法の基礎知識』（昭和56年 有斐閣）172頁。「部内にワンマン・リーダーシップを成立せしめていることを思うとき、現行内閣制に対する評価にもおのずから明らかなるものがある。」
- 8) 平松 毅「日本憲法史」阿部照哉編『新憲法教室』（1998年 法律文化社）21頁。
上杉 忍「パクス・アメリカナの光と陰」『新書 アメリカ合衆国史 3』（1989年 講談社）102-103頁。「ポツダム宣言の時には、すでに原爆投下は決定されていたとみなすことがごく自然である。」
拙稿「日本国憲法とアメリカの影響」『国際関係学部紀要』（中部大学）30号 90-91頁。
- 9) 市村今朝藏「英国憲政の理論と実践」（昭和27年 有斐閣）47頁。「スコットランド法務官は或る時—1923年より1924年まで—議会に席がなかった。General Smuts は議席なくして、無任所大臣として、1916年から第一次大戦終了まで、戦時（時）内閣の一員であった。」
今井威「議院内閣制の研究」（昭和55年 大学教育社）178頁。「大臣は国会議員（上院議員又は下院議員）の中から選ばれる。但し例外がないでもない。しかし、その場合は、議会での国会議員たる他の大臣の負担が増えることになるので、実際上は、大臣はすべて国会議員の中から選ばなければならないことになる。」
山口二郎「議院内閣制の日本的弊害を克服するために」、大石真他編『首相公選を考える』（2000年、中央公論社）94頁。「立法府の多数派が首相を指名し、多数政党の主だった政治家が閣僚として内閣を構成し、行政府をコントロールするのが議院内閣制の基本である。」
- 10) 藤原守胤『アメリカ建国史論』（昭和38年 有斐閣）512頁。「中央政府が一人制の行政官を採るとすれば、この職に諸邦に於けるが如き行政参事院（又は樞密院）を付属すべきものとした。」
拙著 前掲書 1-5 頁。
- 11) 阿部竹松『アメリカの政治制度』（1993年 勁草書房）152頁。「アメリカ合衆国憲法に内閣に関する規定を欠いていることに起因している。内閣の位置づけがきわめて曖昧であるばかりでなく、内閣の構成すらも不明確である。」
- 12) 同書
- 13) 同書151頁。「1863年にリンカーン大統領がアメリカ連邦南部同盟の支配下にある諸州に奴隷解放布告を発するつもりである旨を閣議にはかった。大統領を除く閣僚全員が即座に措置をとることに反対投票した。開票の結果、7票（当時は7閣僚であった）が提案に反対、1票が賛成であった。リンカーン大統領は『大統領が投じた一票の賛成票を採択する。依ってこの議案は可決した』と言った。」
- 14) 金子宏他編「法律学小辞典 第3版」（2001年 有斐閣）983頁。「20世紀に入ると、私的所有と自由競争を基礎にした経済体制は独占と富の集中を招き、社会的弊害の集積は社会不安を生むようになった。」
- 15) 阿部竹松 前掲書 152頁。
- 16) 同書 153頁。
- 17) 梅川正美『イギリス政治の構造』（2000年 成文堂）140-148頁。
前田英昭「イギリスの政治」伊手健一他編『現代政治学事典』（1991年 ブレーン出版KK）39頁。
- 18) 拙著 『英米法制と日本の政治機構』（1994年 成文堂）91-108頁。
- 19) 同書 124頁。
- 20) 同書
- 21) 同書
- 22) 岡 義達「政党」下中邦彦編『政治学事典』（昭和42年 平凡社）763-767頁。
今井 威 前掲書 172-178頁。

- 23) 同書 (岡義達)
石川利夫他責任編集『政党』新版法学用語辞典(昭和53年 評論社) 396頁。「政治上の主義・政策を推進し、その手段として公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体。」
尾崎哲夫〔著〕『法律用語がわかる辞典』(2003年 自由国民社) 424頁。
- 24) 戒能通厚編『現代イギリス法事典』(2003年 新世紀) 59頁。
- 25) T. C. Hartley. J. A. G. Griffith, Government and Law. (2nd 1987) 浦田賢治他訳、『イギリス憲法』(1987年 三省堂) 65-68頁。
市村今朝蔵 前掲書 49頁。「この規定によって高位の閣員3名は上院議員たることになっている。大法官が上院議員であると同様に普通には樞相或いは王璽相、もしくは両相とも上院議員である場合が多い。」
同書(戒能通厚編)
- 26) 作間忠雄「内閣政治制の特質と課題」清宮博士退職記念会論文集刊行委員会 代表者 柳瀬良幹『憲法の諸問題』(昭和38年 有斐閣) 241-260頁。
- 27) 拙著 前掲書(英米法制と日本の政治機構) 126-130頁。
- 28) 同書
- 29) 同書「雄弁であること。言葉の発明者、フィルム作法も心得ている特徴があること」
- 30) 同書 1-14頁。
R. A. Dahl, How Democratic is The American Constitution? (2nd. 2001)
杉田敦訳『アメリカ憲法は民主的か』(2003年 岩波書店) 1-19頁。「2世紀以上前に、55人の神ならぬ人間によってつくられた文書…」
- 31) 松田義実『アメリカ思想史』(昭和41年 理想社) 156-158頁。
拙稿前掲論文(アメリカ大統領選挙制度の原型) 19頁。
- 32) 拙著 前掲書(アメリカ大統領制の創造と展開) 75-79頁。
拙稿 前掲論文(W. ウィルソンと大統領) 5頁。「アメリカの政治制度は厳格な権力分立制を採用している。要するに非常に権力分散的である。1787年に制定された憲法は、一人の独裁者もつくらないように、配慮されている。」
- 33) 清宮四郎『権力分立制の研究』(昭和45年 有斐閣) 104-105頁。
拙稿「アメリカ議会と大統領権限」『国際研究』(中部大学 国際地域研究所) No.15. 127頁。
- 34) 拙著 前掲書(英米法制と日本の政治機構) 77頁。
- 35) 拙稿 前掲論文(W. ウィルソンと大統領) 12頁。
- 36) 同論文 6頁。
- 37) 同論文 4頁。
- 38) 高木八尺『現代米国の研究』(昭和22年 有斐閣) 63頁。「敢てみづから憲法に違反するをも辞せずとの言を為したのであるが、厳格に法律論としても、大統領が憲法の範囲内に於て行使し得る権限の領域は実は極めて大きいと云はなければならない。」
同論文 7頁。
- 39) 拙著 前掲書(英米法制と日本の政治機構) 17-56頁。
- 40) 拙著 前掲書(アメリカ大統領制の創造と展開) 180頁。
- 41) 同書 182-186頁。
藤原守胤『アメリカの民主政治』(昭和35年 慶応通信株式会社) 685頁。
- 42) 中尾健一『ニュー・ディール』(昭和32年 弘文堂) 19-34頁。
同書 173頁。
- 43) 新川健三郎『ニューディール』(1973年 近藤出版社) 205-206頁。「最高裁が僅かの差ではあるが保守派に支配されがちなことは、ニューディール派にとり従来から頭痛のたねになっていた。初期ニューディールの二本柱だったNIRAとAAAがともに違憲判決を受けただけでなく、れき青

炭資源保存法やニューヨーク州最低賃金法も同じ運命をたどった。」

- 44) 同書 207頁。
- 45) 拙稿 「アメリカにおける自然法と違憲立法審査制」『国際関係学部紀要』（中部大学）No.25. 81-95頁。
- 46) 新川健三郎 前掲書 214頁。
- 47) 拙稿 前掲論文（アメリカ議会と大統領権限）133頁。
鈴木康彦『註釈 アメリカ合衆国憲法』（2000年 国際書院）113-115頁。
- 48) 同論文 134-135頁。
同著 109-113頁。
- 49) 同論文 135-138頁。「いわば大統領と上院に条約の締結権を与えたと考えてもよい。」
- 50) 同論文 138-140頁。
- 51) 同論文 140-141頁。
- 52) 小林昭三 前掲書 8-9頁。
- 53) 上杉忍 前掲書 102-103頁。
- 54) 樋口陽一 前掲書 139-142頁。
- 55) 同書 139頁
- 56) 田中英夫『憲法制定過程覚え書』（1979年 有斐閣）22-24頁。
- 57) 小林昭三 前掲書 31頁。
- 58) 同書 33-35頁。
- 59) 田中英夫 前掲書 159-161頁。
- 60) 中日新聞 平成15年11月11日 朝刊「自民党の派閥勢力」として橋本派46名、森派42名、堀内派31名、亀井派27名、山崎派22名、高村派13名、旧加藤派11名、河野グループ10名（選挙後には追加公認された江藤拓氏を含む）という報道がある。
- 61) 中日新聞 平成16年1月31日 朝刊
- 62) 中曽根康弘「首相公選論の提唱」弘文堂編集部『いま首相公選を考える』（平成13年 弘文堂）3-54頁

（この小論は、平成15年度、「かすがい熟年大学」における、講義案に加筆・修正を加えたものである。）